

離婚届

令和3年1月8日届出

在ルニヤ国大使館

受理令和年月日	第	送付令和年月日	第	番	戸籍記載	記載調査	調査票	附	票	住民票	通知
令和3年1月8日		令和3年1月8日									



氏名	夫 かいむ 太郎	妻 氏 名	山本 幸子
生年月日	平成元年1月1日	生年月日	1990年12月31日

住所	ルニヤ国ワシントン州 ワシントン郡 世帯主 外務 太郎	ルニヤ国ワシントン州 ワシントン郡 世帯主 山本 幸子
----	-----------------------------------	-----------------------------------

本籍	東京都千代田区霞が関2丁目1番	妻の本籍	山本 幸子
----	-----------------	------	-------

父母の氏名	夫の父 外務 新一	妻の父 山本 付之助
母 花子	母 ローホーミン	

離婚の種別	協議離婚	調停離婚	裁判離婚
-------	------	------	------

婚姻前の氏に もどる者の本籍	妻は 山本 幸子	夫は 外務 太郎
-------------------	----------	----------

未成年の子の氏名	平成25年1月から	令和2年10月まで
----------	-----------	-----------

同居の期間	ルニヤ国ワシントン州 ワシントン郡
-------	----------------------

別居する前の住所	ルニヤ国ワシントン州 ワシントン郡
----------	----------------------

別居する前の世帯 のおもな仕事と	農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 1. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 2. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 3. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 4. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 5. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して） 6. 農業、自由業、商工業、サービス業等（専業主婦を除く）の常用労働者（日々または1年以上継続して）
---------------------	---

夫妻の職業	夫の職業 サーチマン 妻の職業 サーチマン
-------	-----------------------

その他	令和2年12月20日 ルニヤ国ワシントン州 高等裁判所発行の離婚判決確定書に基づき
-----	---

届出人の連絡先及び電話番号

012-XXX-XXXX
ryo@kl.mofa.go.jp

署名押印	年 月 日	年 月 日
住所	番地 号	番地 号
本籍	番地 号	番地 号

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいペンキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者（戸籍の一番最初に書いてある人）の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏名を書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判所が確定した日から10日以内に原告から判決書の原本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通（届書する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通）夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍附添2通（うり遁はコピーでもよい）が必要ですので、あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はつきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 (面会交流) □取決めをしている。 □まだ決めていない。 (養育費の分担) □取決めをしている。 □まだ決めていない。	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
--	--

離婚届に必要な書類

外国人との離婚の場合

外国人との離婚の場合は、裁判所の離婚判決書及び確定書が発行されているので届出人は日本人のみとなります。日本人が用意する書類：

- | | |
|--|------|
| (1) 離婚届書 (大使館備え付け) | 2 通 |
| (2) 戸籍謄本 (6 ヶ月以内のもの) | 2 通 |
| (離婚後の本籍地が元の本籍地と異なる場合) | 3 通) |
| (3) 離婚判決謄本 (高等裁判所が発行したもの*) | 2 通 |
| (英: DECREE NISI・マ: DEKRI NISI) | |
| *イスラム方式で離婚の場合シャリア裁判所が発行したもの | |
| 原本提示の上、コピー提出 | |
| 同訳文 | 2 通 |
| (4) 離婚判決確定証明書 (高等裁判所が発行したもの*) | 2 通 |
| (英: DECREE NISI ABSOLUTE・マ: DEKRI NISI MUTLAK) | |
| *イスラム方式で離婚の場合シャリア裁判所が発行したもの | |
| 原本提示の上、コピー提出 | |
| 同訳文 | 2 通 |
- ※ (3) (4) について、E-ファイリングされたものは裁判所の原本証明が必要です。

日本人同士の離婚の場合

届出人氏名欄に本人署名と押印 (または拇印) があれば、届出は夫か妻片方でも構いません。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 離婚届書 (大使館備え付け) | 3 通 |
| (2) 戸籍謄本 (6 ヶ月以内のもの) | 3 通 |
| (婚姻後の本籍地が元の本籍地と異なる場合) | 4 通) |
| (3) 証人 (外国人の方でも構いません) | 2 名 |
| (4) 届出をされる方の旅券原本 | |

※お子様がいらっしゃる場合は、必ず「親権を行う子」欄と、未成年の子について面会交流、養育費の取り決め欄を記入してから届出書をお持ちください。

※大使館での離婚届日が裁判所が、離婚成立日より 3 ヶ月経過した場合、「離婚届遅延理由書」も併せて必要になりますのでご留意ねがいます。